

## 平成27年度核物質防護検査等の実施結果について

平成28年6月20日  
原子力規制庁  
国土交通省

平成27年度に原子力規制庁が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき実施した核物質防護検査の結果及び国土交通省が原子炉等規制法又は船舶安全法に基づき実施した防護対象の核燃料物質輸送における防護措置の確認の結果について報告する。

### 1 核物質防護検査について（原子力規制庁） （添付1参照）

核燃料物質の防護のために原子力事業者等及びその従業者による核物質防護規定等の遵守状況について、原子炉等規制法に基づき毎年1回検査を行うもの。

平成27年度においては、核物質防護規定の遵守義務違反が認められたため、措置をとったものが1件あった。

### 2 防護対象の核燃料物質輸送における防護措置の確認（国土交通省） （添付2参照）

防護対象の核燃料物質輸送における防護措置については、その措置が有効に機能することを確認するため、原子炉等規制法又は船舶安全法に基づき、国土交通省において、輸送時の安全及び防護措置を定めた輸送計画により、輸送方法の確認並びに輸送前の現場確認を行っている。

防護措置の確認においては、特段の問題は認められなかった。

平成28年6月20日  
原子力規制庁

## 平成27年度核物質防護検査等の実施結果について

### 1. 検査の目的

#### (1) 発電用原子炉施設等

核物質防護検査は、原子力施設を設置した工場又は事業所において核燃料物質を取り扱う場合の原子力事業者等及びその従業者による核物質防護規定<sup>※1</sup>の遵守状況について、原子炉等規制法に基づき、実施するものである。

※1 核物質防護規定は、以下の事項が定められている。

関係法令及び核物質防護規定の遵守並びに核セキュリティ文化を醸成するための体制、区域の設定、巡視・監視、出入管理、核燃料物質の管理、情報システムセキュリティ計画、防護設備の点検、非常時の対応、連絡体制、情報の管理、教育・訓練、緊急時対応計画 等

#### (2) 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める核燃料物質の防護のための措置<sup>※2</sup>の実施状況に関して、原子炉等規制法に基づき、実施するものである。

※2 実施計画第四章に定められている、従来の核物質防護規定に相当する部分。

### 2. 検査実施状況

別添「平成27年度検査実施状況一覧」のとおり。

### 3. 検査の概要

#### (1) 発電用原子炉施設等

各規則等に沿った防護規定の遵守状況全般について実施したが、重点検査項目は、以下の5項目であった。

- ① 防護に関する秘密等の管理体制等の状況（全施設対象）
- ② 防護区域等への出入管理の状況（A⑰、C②、D①の施設を除く。）
- ③ 情報システムセキュリティ対策の状況  
（A、B、C、D、E、F施設対象。ただし、A⑰、C②、D①の施設を除く。）
- ④ 侵入検知器等の性能試験（A⑰、C②、D①の施設を除く。）
- ⑤ 脅威到達時間（G、Hの施設対象）

#### (2) 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

「防護区域等の設定」「防護区域等の巡視及び監視」「防護区域等への出入管理」など、実施計画に定める措置に着目した検査項目を選定し、施設への立ち入り、書類、設備等必要な物件の検査、核物質防護管理者等関係者に対する質問を実施した。

#### 4. 検査結果

核物質防護検査において、核物質防護規定の遵守義務違反に該当する事象が認められたため、措置をとったものが1件あった。

また、前年度の検査での指摘<sup>※3</sup>に対する改善状況についても検査するとともに、新たな指摘事項を示した。

##### 【核物質防護規定遵守義務違反】

北海道電力株式会社泊発電所において、1件の核物質防護規定の遵守義務違反に該当する事象を確認した。

##### 【事案の概要】

泊発電所に対する核物質防護検査において、核物質防護設備用鍵について、管理簿と実際の取扱が合致しないなどの不適切な管理状況が認められたもの。

当該事象を核物質防護規定の遵守義務違反と認め、平成28年3月25日、北海道電力株式会社に対し、文書により注意するとともに、再発防止を求めた。

(第63回原子力規制委員会(臨時会議)(平成28年3月25日)にて審議)

※3「指摘」：核物質防護規定違反ではないが、注意又は改善すべき事項について、検査官が現場で行うもの。

(別添)

## 平成27年度検査実施状況一覧

※ 建設中施設  
電源開発株式会社 大間原子力発電所  
日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設  
リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター  
日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設

### A【発電用原子炉施設（実用発電用原子炉）】 17施設

	事業者名・施設名	実施期間
①	北海道電力株式会社 泊発電所	平成27年9月8日～9月11日
②	東北電力株式会社 東通原子力発電所	平成27年11月10日～11月13日
③	東北電力株式会社 女川原子力発電所	平成27年11月24日～11月27日
④	東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	平成27年10月6日～10月9日
⑤	東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	平成27年10月20日～10月23日
⑥	北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	平成27年12月8日～12月11日
⑦	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	平成27年10月27日～10月30日
⑧	関西電力株式会社 美浜発電所	平成27年11月17日～11月20日
⑨	関西電力株式会社 大飯発電所	平成27年10月6日～10月9日
⑩	関西電力株式会社 高浜発電所	平成27年9月8日～9月11日
⑪	中国電力株式会社 島根原子力発電所	平成27年12月8日～12月11日
⑫	四国電力株式会社 伊方発電所	平成27年9月29日～10月2日
⑬	九州電力株式会社 玄海原子力発電所	平成27年10月20日～10月23日
⑭	九州電力株式会社 川内原子力発電所	平成28年1月19日～1月22日
⑮	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	平成27年12月1日12月4日
⑯	日本原子力発電株式会社 敦賀発電所	平成27年7月28日～7月31日
⑰	電源開発株式会社 大間原子力発電所※ (核物質防護検査は原子力事業本部 原子力建設部において実施)	平成28年1月29日

B【発電用原子炉施設（研究開発段階発電用原子炉）】 2施設

事業者名・施設名		実施期間
①	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	平成28年1月19日～1月22日
②	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	平成27年10月27日～10月30日

C【加工施設】 7施設

事業者名・施設名		実施期間
①	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所	平成27年7月15日～7月17日
②	日本原燃株式会社 再処理事業所 MOX燃料加工施設※	平成27年7月28日～7月29日
③	三菱原子燃料株式会社	平成27年9月30日～10月2日
④	株式会社グローバル・ニュークリア・ フュエル・ジャパン	平成27年9月2日～9月4日
⑤	原子燃料工業株式会社 東海事業所	平成27年7月13日～7月17日
⑥	原子燃料工業株式会社 熊取事業所	平成27年7月7日～7月10日
⑦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	平成27年9月8日～9月11日

D【貯蔵施設】 1施設

事業者名・施設名		実施期間
①	リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター※	平成28年1月22日

E【再処理施設】 2施設

事業者名・施設名		実施期間
①	日本原燃株式会社 再処理事業所 再処理施設※	平成27年8月25日～8月28日
②	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	平成27年12月15日～12月18日

F【廃棄物管理施設】 2施設

事業者名・施設名		実施期間
①	日本原燃株式会社 再処理事業所 廃棄物管理施設	平成27年7月29日～7月31日
②	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 廃棄物管理施設	平成27年11月4日～11月6日

### G【試験炉施設】7施設

事業者名・施設名		実施期間
①	株式会社東芝 原子力技術研究所	平成27年7月2日～7月3日
②	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（南地区）	平成27年10月14日～11月18日 〔ただし、10/19、10/26、11/2、11/9、11/10及び 土日祝日は除く〕
③	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）	平成27年10月14日～11月18日 〔ただし、10/19、10/26、11/2、11/9、11/10及び 土日祝日は除く〕
④	国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科原子力専攻	平成28年1月13日～1月15日
⑤	学校法人近畿大学 原子力研究所	平成27年9月2日～9月4日
⑥	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	平成28年1月25日～2月26日
⑦	国立大学法人京都大学 原子炉実験所	平成28年1月19日～1月22日

### H【使用施設】20施設

事業者名・施設名		実施期間
①	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所	平成27年6月17日～6月19日
②	原子燃料工業株式会社 東海事業所	平成27年7月14日～7月17日
③	ニュークリア・デベロップメント株式会社	平成27年6月3日～6月5日
④	原子燃料工業株式会社 熊取事業所	平成27年7月7日～7月10日
⑤	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター	平成27年6月24日～6月26日
⑥	株式会社東芝 原子力技術研究所	平成27年7月2日～7月3日
⑦	東芝電子管デバイス株式会社	平成27年10月7日～10月9日
⑧	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	平成27年9月8日9月11日
⑨	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター	平成27年6月10日～6月11日
⑩	日本核燃料開発株式会社	平成27年9月2日～9月4日
⑪	国立大学法人東京工業大学 原子炉工学研究所	平成27年9月30日～10月1日

⑫	三菱電機株式会社 通信機製作所	平成27年9月16日～9月18日
⑬	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（南地区）	平成27年10月14日～11月18日 〔ただし、10/19、10/26、11/2、11/9、11/10及び 土日祝日は除く〕
⑭	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）	平成27年10月14日～11月18日 〔ただし、10/19、10/26、11/2、11/9、11/10及び 土日祝日は除く〕
⑮	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	平成27年11月24日～12月11日
⑯	国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科原子力専攻	平成28年1月13日～1月15日
⑰	国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設	平成27年12月14日～15日
⑱	学校法人近畿大学 原子力研究所	平成27年9月2日～9月4日
⑲	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	平成28年1月25日～2月26日
⑳	国立大学法人京都大学 原子炉実験所	平成28年1月19日～1月22日

I 【特定原子力施設】 1施設

	事業者名・施設名	実施期間
①	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	平成27年12月8日～12月11日

平成28年6月20日  
国土交通省

## **平成 27 年度防護対象の核燃料物質輸送における防護措置の確認について**

防護対象の核燃料物質輸送における防護措置（以下「防護措置」という。）については、原子炉等規制法又は船舶安全法に基づき実施している。具体的には、国際原子力機関（IAEA）による国際的なガイドライン、「核物質及び原子力施設の防護に関する核セキュリティ勧告」を踏まえ、国が定める設計基礎脅威に対する措置、輸送に関する情報管理の方法の策定、妨害破壊行為等に対応するための緊急時計画の作成等に関する規定を設けて防護措置の強化を行うとともに、防護措置が有効に機能することを確認するため、輸送方法の確認及び積付検査を行っている。

### **1. 防護措置の確認の方法**

防護対象の核燃料物質を輸送する場合には、輸送事業者等は、輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書（以下「計画書」という。）（別表参照）を提出することとなっており、提出された計画書の内容について、防護措置が適切なものであることを確認したのち、輸送前に現場において実際の防護措置の確認を行っている。

### **2. 防護措置の確認の実施**

防護措置の確認については、防護対象の核燃料物質の輸送について計画書及び現場の確認を実施した。平成27年度の実績は、別表のとおりとなっており、特に問題はなかった。

以上



### 輸送に係る計画書の確認（陸上輸送）

記載事項	主な確認内容
1. 予定輸送日時及び経路	発着時、経路、距離、所要時間、通過予定時刻、 運転者交替予定、緊急時の代替経路等
2. 輸送しようとする核燃料物質	防護対象の核燃料物質の種類及び総量
3. コンテナの施錠、封印等 (詳細図を含む)	施錠、封印又はこれと同等以上の措置
4. 輸送実施体制	輸送に関する責任者、見張人、専門家及びその他 輸送従事者の職名、人数、配置
5. 連絡体制	平常時及び緊急時の連絡体制、通信設備、連絡先、 指定連絡場所、連絡すべき時間間隔又は場所等
6. 緊急時対応計画	妨害破壊行為等に迅速かつ確実に対処するため、 治安当局と予め打合せを行った計画
7. 輸送要領	輸送時における監視及び点検要領、駐車要領、隊 列による運行体制等
8. 情報管理	情報管理責任者の選任、情報取扱者の特定、情報 管理規定等
9. 妨害破壊行為等の脅威に対する措置	国が定める設計基礎脅威（DBT）に対して講じ た必要な措置の詳細

## 輸送に係る計画書の確認（海上輸送）

記載事項	主な確認内容
1. 輸送容器の施錠及び封印	輸送容器の施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置 (区分Ⅲは、施錠又は封印と同等の措置)
2. 運送方法	航行時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう配慮した輸送方法
3. 連絡体制	平時及び緊急時における連絡体制の整備
4. 情報管理	情報管理者の選任及び情報取扱者の特定並びに情報管理要領の作成
5. 船積み前の確認	船積み前に実施する妨害破壊行為が着手されていないことの確認
6. 立入防止	積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、関係者以外の者の立入りの防止措置
7. 監視及び警戒	不審者、不審船等の接近を早期に発見するための監視及び警戒
8. 緊急時対応計画	緊急時における対応措置
9. 妨害破壊行為等の脅威に対する措置	国が定める設計基礎脅威（DBT）に対応するために必要な措置

## 防護措置確認実施状況一覧（平成27年度）

（陸上輸送）

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	1	1
II	1	1
III	4	3
合計	6	5

（海上輸送）

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	2	0
II	1	1
III	4	0
合計	7	1

（航空輸送）

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	0	0
II	0	0
III	0	0
合計	0	0